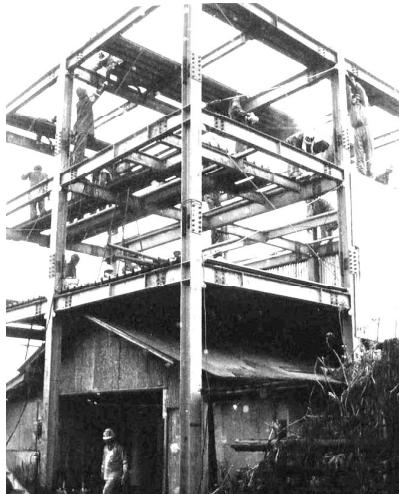


	9・25決定	理由なく短縮
証人A	180分	40分
証人B	180分	40分
証人C	60分	40分



証拠もろとも破壊する！

鉄骨建物の中には、登記された木造建物がある。これは地上権を証明するための決定的証拠。裁判長は実地検証をせず、証人調べを制限して、証拠もろとも破壊する空港会社の策謀を手助けしている（1988年建設中の写真）

【解説】
天神峰現闘本部裁判
とは……

この裁判は、成田空港の欠陥のひとつである「へ」の字に曲がった誘導路をめぐる事件です。建設予定地の建物を撤去しようとして、2004年3月に空港会社が所有者の反対同盟を相手に起こしました。

■最大争点は、地上権（反対同盟が土地を使用する正当な権利）の成否です。

これを立証するためには建物の二重構造（登記された木造建物の存在）を確認するための実地検証、②旧地主（石橋政次氏）の念書や地代の領収証を確認するための公正な証人調べが必要です。

ところが仲戸川裁判長は、実地検証を拒否、最重要証人の尋問にも偽証をゆるす不当な指揮にふみきりました。

私たちは、裁判官忌避を申し立て闘っています。

暴走迷走!
仲戸川裁判長
(地裁民事5部)

私たちの裁判で、仲戸川裁判長は欠席裁判を強行しました。被告不在の法廷で、すでに決定していた証人3人を理由なく取り消しました。私たちには、立証活動をはぐ奪する偏った審理の暴走だと抗議しました。このあまりに不当な指揮はさすがに通用せず、裁判長は証人取り消しを撤回しました。

地裁民事5部の仲戸川裁判長の訴訟指揮は、まったく常軌を逸しているとしか言いようがありません。なにが「頼りがいのある裁判所」（安井久治地裁所長の言葉）ですか！ 偏った審理の暴走は絶対に許せません！

ところがこんどは、尋問時間を理由なく、決定していた時間の3分の1以下に縮めてしまつたのです（表）。

●「始めて結論ありき」の国策裁判の実地検証は不可欠です（解説参照）。この裁判の争点は地上権。そのため裁判長は「検証は証人調べの後で検討する」と言いました。ところが決定し

た証人を勝手に取り消し、抗議されて撤回したものの時間を勝手に削りとり、ついには検証もやらすじまい。かたや原告・空港会社の証人には、偽証をゆるす尋問形式（ビデオリンク）の採用です。法に基づくはずの裁判所が、恣意のままにコロコロ変わる。専制君主のようなるまいは言語道断です！

「始めて結論ありき」の偏った裁判など、絶対に認められません！

法廷で決定した証人調べを勝手にやめたり変更したり……

「利用しやすく、頼りがいのある裁判所になるよう努力」（安井地裁所長の言葉はいつわりなのか？！）